

しょうがい
障害のあるお子さんのために



徳島県

<http://www.pref.tokushima.jp/>



とくべつ じどう ふ よう て あて こ すこ せいちょう ねが さい みまん せいしん しん
 特別児童扶養手当は、お子さんの健やかな成長を願って、20歳未満で、精神や身
 たい つね がいご ひつよう ていど しょうがい こ かにい ほご かんたく
 体たいに常に介護を必要とする程度の障害のあるお子さんをご家庭で保護、監督してい
 とう かあ よういく かた たい しきゅう てあて
 るお父さんやお母さん、または養育している方に対し、支給される手当です。

◇ 次の場合は手当を受けることができません。

- 1 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
 つうしょしせつ ほ し せいかつ しえん しせつ たんきにゅうしょ きょうどうせいかつがいご のぞ
 通所施設、母子生活支援施設、短期入所、共同生活介護は除きます
- 2 児童が、障害を原因とする公的年金を受けられるとき
 じ どう しょうがい げんいん こうてきねんきん う
 児童が、障害を原因とする公的年金を受けられるとき
- 3 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
 じ どう ちち はは よういくしゃ にほんこくない す
 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 4 手当を請求される方（父、母または養育者など）の前年の所得が一定額以上あるとき
 てあて せいきゅう かた ちち はは よういくしゃ ぜんねん しょとく いったいがくいじょう
 もしくは、手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上
 てあて せいきゅう ひと どうきょ はいぐうしゃおよ ふよう ぎむしゃ ぜんねん しょとく いったいがくいじょう
 あるとき



とくべつ じどう ふ よう て あて う て つづき
 特別児童扶養手当を受ける手続

す し ふくしじむしょ ちょうそん やくば しんせい て つづき
 お住まいの市福祉事務所または町村役場で申請の手続をしてください。

てんぷ しよるい
 (添付書類)

- 1 あなた（請求者）と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国人の方は国籍などを省略していな
 じゅうみんひょう
 い住民票）
- 2 あなたの世帯全員の住民票
 せたい ぜんいん じゅうみんひょう
- 3 認定のための診断書（用紙は市福祉事務所または町村役場にありま
 になてい しんだんしょ ようし し ふくし じむしょ ちょうそんやくば
 あります）
- 4 その他必要なもの
 た ひつよう
 印鑑・手当の振り込みを希望するあなた名義の金融機関の通帳（詳しくは市福祉事務所ま
 いんかん てあて ふ こ きぼう めいぎ きんゆう きかん つうちょう くわ し ふくし じむしょ
 たは町村役場におたずねください）



とくべつ じどう ふ よう て あて がく
 特別児童扶養手当の額

じゅうど しょうがいじ ばあい きゅう ちゅうどしょうがいじ ばあい きゅう べつびょうさんこう たいしょうじどう しょうがい
 重度障害児の場合は1級、中度障害児の場合は2級とされ（別表参考）、それぞれ対象児童の障
 とうきゅう にんずう おう しきゅう ぐたいてき きんがく し ふくし じむしょ ちょうそん やくば
 害の等級と人数に応じて支給されます。具体的な金額については市福祉事務所または町村役場にお
 たずねください。

ただし、前年の所得が一定額以上の方は、その年度の8月から翌年の7月までの手当の支給が停止
 ぜんねん しょとく いったいがくいじょう かた ねんど がつ よくねん がつ てあて しきゅう ていし
 になります。



とくべつ じ どう ふ ようてあて しはらいび

特別児童扶養手当の支払日

てあて せいきゆう つき よくげつぶん しきゆう ねん がい しきゆうづき ぜんげつ かげつぶん しはら
手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月までの4ヶ月分が支払われます。

がつき がつぶん がつ にち
4月期（12～3月分）→4月11日

がつき がつぶん がつ にち
8月期（4～7月分）→8月11日

（11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）

がつき がつぶん がつ にち
12月期（8～11月分）→11月11日



とくべつ じ どう ふ ようてあて じゅりようほうほう

特別児童扶養手当の受領方法

してい きんゆう きかん こうざ ふ こ じゅきゆうしゃ めいぎ かぎ
指定の金融機関の口座に振り込まれます。ただし、受給者の名義に限ります。



特別児童扶養手当を受けることとなった場合の届出

てあて じゅきゆうちゆう ひつよう おう つぎ とどけで ひつよう
手当の受給中には、必要に応じ、そのつど次のような届出が必要です。

<p>しょうとく じょうきょうとどけ 所得状況届</p>	<p>しょうとく げんどがく こ かくにん じゅきゆうしゃぜんいん 所得の限度額を超えているかどうかの確認のため、受給者全員が まいとし がつ にち がつ か きかん ていしゅつ 毎年8月11日から9月10日までの期間に提出します。</p>
<p>さいにんてい せいきゆうしよ 再認定請求書</p>	<p>ひ つづ てあて う げんそく さだ じき 引き続き手当が受けられるかどうか、原則として、定められた時期 しんだんしよ いっしよ ていしゅつ に診断書と一緒に提出します。</p>
<p>しかく そうしつとどけ 資格喪失届</p>	<p>じゅきゆう しかく ていしゅつ 受給資格がなくなったときに提出します。</p>
<p>がくかいていとどけ げんがく 額改定届（減額）</p>	<p>たいしょうじ どう にんずう へ ていしゅつ 対象児童の人数が減ったときに提出します。</p>
<p>た とどけ その他の届</p>	<p>しめい じゅうしよ きんゆう きかん へんこう しょうしよ ていしゅつ 氏名、住所、金融機関の変更、証書をなくしたときなどに提出します。</p>

せいきゆう てつづ た ふくし せいど くわ し かた
請求の手続き、その他福祉制度について詳しくお知りになりたい方は
す し ふくし じむしょ ちょうそん やくば かくそうごうけんみんきょく と
お住まいの市福祉事務所、町村役場、または各総合県民局へお問い
あ
合わせください。



べつ びょう
別表

じ どう しょう がい とう きゅう
児童の障害等級

		1級（重度障害）	2級（中度障害）
視力障害		1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
聴力障害		2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
平衡機能障害			3 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			4 そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	下肢	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他		9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

徳島県保健福祉部長寿福祉局

障がい福祉課

〒770-8570 徳島市万代町 1-1
TEL 088-626-2242

東部保健福祉局（徳島庁舎）

〒770-0855 徳島市新蔵町 1-67
TEL 088-626-8715

南部総合県民局保健福祉環境部（美波）

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1
TEL 0884-73-7368

西部総合県民局保健福祉環境部（三好）

〒770-0002 三好市池田町マチ 2415
TEL 0883-76-0413